

遺憾な事態が久しく続いたわけであります。実は今、自民党村岡筆頭理事からかなり前向きな、また過去において社会党を初めて各野党が強く主張をし、しかし自民党が残念ながら賛同をされなかつた、そういう項目について一歩踏み込んだ判断をなすつて、ここに一つの改正をめぐる具体的な提案をされた。このことについては前向きに受けとめてまいりたい、こういうふうに思います。

さてそこで、そういう上に立つて、今御指摘の幾つかの点がございました。既に合意を見ている項目については、重複をして申し上げることはいたしません。ただ、たまたま合意を見ざる点で長い長い懸案事項になつていていたそうした項目について、条文を引用しながら若干の意見を申し上げてみたいと思います。

まず、尋問事項の制限というものをめぐつてどうしても合意が得られなかつたわけであります。が、この点については、自民党が最終的には、議事整理権の範囲で委員長なら委員長の適切な運営をもつて処理をすることが望ましいのではないか、こういうかねてからの野党側の主張に沿うて、このたび新たに第五条の二を提案をされたことについては、私どもも同意をいたします。

ただこの際に、将来にわたつて要望申し上げてまいりたい点は、この中で一応例示をされております事項について誤りのないように適切な運営が図られるよう法律改正後万全を期していくだく、この点は特に強く要望をし、注文をつけておきたいというふうに思つります。例えば威嚇的とか例えば侮辱的とかいうことがございましが、そういった点についてひとつ適切な運営があつたつま、委員会は原則公開で運営をされる。しかるに、証人専問中は例えばカメラの撮影を認めない。このことをめぐつて公開の原則と相矛盾をするのではないか、こういうような議論が随分あつたわけであります。この点は、本日の提案

ない尋問と認めるときは、これを制限することができる。

第五条の三 委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影については、これに許可しない。

第五条の四 国は、証人として出頭し、証言し、若しくは書類を提出し、又は証人として出頭し、若しくは書類を提出しようとしたことにより、当該証人又はその配偶者（婚姻の届出をしないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族が、他人からその身体又は生命に害を加えられた場合における被害者その他の方に対し、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の規定

の例により、給付を行う。この場合において、同法第六条中「政令で定める」とあるのは「両議院の議長が協議して定めるところによる」と、同法第九条第一項中「法務大臣」とあるのは「各議院の議長」とする。

第七条第一項中「出頭せざる」の下に「現在場所において証言すべきことの要求を拒み」を加え、「又は出頭した証人」を「又は証人」に、「むだ」を「拒んだ」に、「一円」を「十万円」に改める。

第八条に次の一項を加える。

委員会又は両議院の合同審査会が前項の規定により告発するには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 証人又はその親族に対し、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がないて、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に適用し、施行日前に出頭又は書類の提出を認められた証人に係る議案その他の審査又は国政に関する調査については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国会法の一部改正）

4 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一

部を次のように改正する。

5 第百六条中「参考人の出頭を求めた」を「参考人が出頭し、又は陳述した」に改める。

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その院の要求により証人として出頭した」を「証人として出頭し、又は陳述した」に改める。

第四条第二項中「各議院に出頭し」を「出頭し、若しくは陳述し」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。

（証言拒絶権等の告知、尋問中の撮影の禁止、証人の被害についての給付、偽証罪等の告発要件の加重及び証人威迫罪の新設により証人の保護を図り、あわせて証言拒絶権等の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。）

議院外においても証人尋問ができることとするとともに、尋問事項等の通知、補佐人制度の導入、

昭和六十三年十一月十九日印刷

昭和六十三年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K